

公取協相談窓口からのお知らせ

まやかしの「オプションプレゼント」に騙されないで!!

— 広告掲載車は対象外であったり、高額な取付費を請求されるケースがあります —

一部の中古車(未使用車含む)販売店において、店舗への集客を図るため、チラシ広告に「成約者にカーナビをプレゼントする」旨を大きく表示しながら、実際には「広告に大きく掲載された目玉車はプレゼントの対象外である」、「プレゼントの提供を受けるには高額な取付費が必要となる」等、消費者を欺くような表示や販売行為が行われています。

消費者の皆さんは、このような悪質な中古車(未使用車含む)販売店のチラシ広告や販売行為に騙されることのないよう、以下の悪質なチラシ広告の例を参考に、十分注意してください。

＜消費者を欺く悪質なチラシ広告の例＞

中古車ご成約の方に**カーナビプレゼント**※

日替目玉車!!

<p>24日</p>  <p>…39.8万円…</p>	<p>25日</p>  <p>…49.8万円…</p>	<p>26日</p>  <p>…59.8万円…</p>
---	---	---

他にも特選中古車を多数ご用意しています








※日替目玉車はカーナビプレゼントの対象外となります。
取付工賃は別途請求します。

※日替目玉車はカーナビプレゼントの対象外となります。取付工賃は別途請求します。

⚠ 広告表示の問題点

実際には、①「日替目玉車」はプレゼントの対象外であり、②プレゼントを受け取るには高額な取付費が別途必要であるにもかかわらず、その旨を敢えてチラシ広告の下段に小さく表示し、あたかも「日替目玉車」を含めた全ての成約者にカーナビをプレゼントするかのよう誤解させ、店舗への集客を図ることを目的として作成された広告である。

消費者の皆さんへのアドバイス

一部の中古車販売店では、上記のような広告により店舗への集客を図り、言葉巧みに取引に応じるよう求めるケースも見られます。

このような販売店に騙されないためには、プレゼント等の表示だけに目を奪われず、広告にプレゼントの条件等が表示されていないか確認して下さい。そもそも、消費者を欺くような広告を行う販売店からは購入しないことが一番です。

販売店選びはとても重要です。消費者を欺くような広告や説明をする販売店ではなく、適正な広告や説明する販売店を選ぶようにしましょう。